

## 第263回鳥取県内水面漁場管理委員会

- 1 日 時 平成27年10月13日(火) 午後2時00分から
- 2 場 所 ホテルセントパレス倉吉 ウィンザーサウス(2階)  
所在地:鳥取県倉吉市大平町319-1
- 3 出席者 委 員:佐藤委員、足立委員、小林功委員、小谷委員〔会長〕、川原委員、水谷委員、番原委員  
事務局:小畑事務局長、氏次長、蟻坂書記  
鳥取県:三木水産振興局長、水産課 早瀬水産振興室長、渡辺漁業調整担当係長  
鳥取県栽培漁業センター養殖・漁場環境室 福井室長
- 4 傍聴者 なし
- 5 議 事
  - (1) 千代川漁業協同組合内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則の変更の許可について (諮問事項)
  - (2) 湖山池の塩分濃度について (報告事項)
  - (3) 鹿野河内川保護協会について (報告事項)
  - (4) 平成27年 地方分権改革に関する提案事項「漁業調整規則の制定に係る農林水産大臣の認可の廃止」の進捗状況について (報告事項)
- 6 そ の 他
  - (1) 天神川水系への剪定樹木の破棄について

### <議事経過及び結果について>

事務局長による開会の宣言、会長による挨拶のあと、佐藤委員から10月8日に開催された第58回全国内水面漁業振興大会の報告及び御礼があった。その後会長が議事録署名委員として足立委員と小林委員を指名し、議事に入った。

### 議事

- (1) 千代川漁業協同組合内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則の変更の許可について水産課から資料1に基づき説明が行われた

〔小谷会長〕

はい、説明をしていただきました。資料がいくつかございますけれども、確認をしていただきたいと思います。何かご意見、ございますでしょうか。

〔佐藤委員〕

ちょっといいですか。

〔小谷会長〕

はい、どうぞ。

〔佐藤委員〕

うちのことなので、ちょっと海もできて、千代川さんの組合の中もしておりますが、方法なのですが、ちょっと組合長さんも来ていらっしゃるようですので、ちょっと尋ねたいんですが、手が四つ手網、許可は、これはいつからいつまででしょうか。四つ手網。

〔蟻坂書記〕

6月15日から7月31日までです。

〔佐藤委員〕

竿釣りなんかは、1日からですからね。

〔小林委員〕

そうそう。

〔佐藤委員〕

これは、場所を問わずやるということですか。

〔小林委員〕

いや場所で無しに、ちゃんとそこに書いてあります。1, 600メートルということで、備前橋から南方橋の間をやると。

〔佐藤委員〕

なるほどね。これと、それとうちもなんですけれどもね、うちは、ヤスはやめたのですが、手釣りとりをやる。これは、今、日本全国でほとんどなくなってきているというのが、これは、うちもなくさないけんと思ったんですけれども、とにかく城崎温泉なんかよく出るので、円山川。あそこなんかは、ちょっと盛り上がるところで、みんなこれをやると、交通事故あるとか何とかで。それと、見釣りですから、一網打尽のような格好になるというような格好で、今、全国の方で、わりかし少なくなってきておまして、これ。これは、10年の1回の切り換えの時に、削除することが出来るということで、途中では無理でしょうね、当座の面から。どんなでしょう。その辺もちょっと、これを見ておってですね、気が付いたところなんですけれども。

[小畑事務局長]

漁業権の切り替えということになれば、10年に1回の時になります。

[佐藤委員]

ですよね。

[小林委員]

それについては、問題はないと思う。それぞれの単協が、総代会にかけて決議されたものを、知事に一度諮問して、そこで、一応委員会の方に問えて、それが通れば、一応その次の年の会計年度の初日から対応するというのが基本のようですけども。

[佐藤委員]

これ、どうしてかって言うと、この漁具にうちもあてはまるものがあって、その辺でちょっと聞いてみたいなというような格好でしたものですから。

[小畑事務局長]

ですから、基本的に、その漁業権なんかを定めさせてから、10年に1回切り替えの時にさせていただきますね。

[佐藤委員]

ですよね。

[小畑事務局長]

あとは、それに基づいて、各漁協さんの方で、遊漁規則とか、そういったものの変更というのは、必要に応じてやらせていただいているということになっております。

[佐藤委員]

それは、総代さんにかける。

[小畑事務局長]

もちろん、かけたあとです。はい。かけてみてからです。

[小林委員]

かけないといけません。

[佐藤委員]

10年に1つということの切り替えの時では無しに。

[小畑事務局長]

では無しに出来ます。

[佐藤委員]

出来るということですか。分かりました。

[三木局長]

ちょっと整理しておいてください。

[佐藤委員]

これが当てはまるのが、10年に一度という具合に私ずっと思っていたものですから。

[小林委員]

ですから、総代会の決議資料を添付して議事録を。それによって、この委員会の方にお願いますと。

[佐藤委員]

10年に、1つじゃないということに、それは。

[小畑事務局長]

遊漁規則の切り替えについてです。

[佐藤委員]

組合の仕事が入っておったものですから、ちょっと尋ねました。よく分かりました。

[三木局長]

あそこの漁業権は行使規則もかえないけん、本部長においてね。

[小林委員]

そうそう。それも変えないけん。ですから、この中に、始めにここの遊漁規則なり行使規則、この部分を全部添付しましてね、変更する部分を。それで、今日のお願いをしておるということでございますから。

[佐藤委員]

はい、分かりました。

[小谷会長]

よろしいですか。その他、いかがでしょうか。

[佐藤委員]

それともう1つ。

[小谷会長]

はい。どうぞ。

[佐藤委員]

私、よく思うんですが、小林組合長、私も、足立さんも組合長を経験されたことだと思うんですけど、やはりここに提出したものは、提出するまでに、組合長以下、総代もしっかりこれ吟味してきて、出していると思うのですよ。それを、その中で、やっぱりここで、どうのこうのというのは、いかなものかなと、私は思うのですけど、実際、私のことがあったから言ったんですけども。ずっと僕、思っておってね、すみません、局長。思っておって、言いたいものですから、これね、実際に小林組合長なんかもよくご存知で、今、生きるか死ぬかなのですよ、この単協が。その中で、こういうものを1つでもやっぱり友釣り専用区を延ばしてつくって、1人のお客でも半分のお客でも単協の券を売るようにしたいということは、もう皆さんで、されていますので、各委員さんも、その辺はよくよく考えてですね、お願いしたいなと私は思います。すみません、以上です。

[小谷会長]

はい、はい。ということで、皆さん、よろしくお願いします。

[小畑事務局長]

おっしゃるとおりだと。手続き的に、その漁業法なりによって、こういったものが出てきた場合は、諮るということになっていますから、せざるを得ないところはあります。

[小谷会長]

本当に、一生懸命考えられた上でね、こういうようなことを出しておられますから、その辺は、しっかりと受け止めながら、審議をしていきたいとします。よろしいですか。

はい。それでは、了解をいただけるようですので、この変更は適当ということで、答申をすることにしたいとします。

## (2) 湖山池の状況等について（報告事項）

- ①湖山池の水質の状況等について
- ②湖山池漁協ヤマトシジミ漁獲高推移
- ③コノシロの斃死事例について

それぞれ、資料2に基づいて水産課から報告された

〔小谷会長〕

はい。ありがとうございました。報告ということですが、先ほど紹介がありましたように、さっきの大会の時に発表されて、何と申しますか、非常に取った方策が効果をあげたという顕著な例ということで、なかなか他には見られないような例だったのかなと思って聞かせていただきましたけど、何か聞いてみたいことはございませんか。

〔川原委員〕

いいですか。コノシロが死んだという点についてなんですけれども、2～3年前に、湖山池でフナとかコノシロを中心とした大量死しましたですね。あの時の原因としては、溶存酸素がやっぱり足りないということだったように思うんですけれども、今回も同じようなことと、産卵後の弱っているということが重なったという報告だったんですが、本当にそうかというのが1つと、それから、やっぱり溶存酸素が、深い所で溶存酸素がだんだん少ないということについては、もうずっと継続的かというと、もうずっと長い、前からずっと続いているように思うんですけど、その改善策として、何か考えておられるんですか。

〔福井栽培漁業センター養殖・漁場環境室長〕

今回、死んでいる魚種がコノシロだけということで、ハゼ類とかは死んでないという状況がありました。それで、その酸素がないというのは池の深い所だけで、池の周辺は、酸素が非常にある状態です。先ほど言いましたように、湖山池での深い所というのは、酸素がないというので、そういう所にわざわざ行って産卵、死んだじゃないかということで、考えているというところがございます。

その貧酸素の対策というところですけど、これは、湖山池の場合は、潮を入れる前から、深い所が1カ所、どうしても貧酸素になっていまして、それに加えて、今、海水を入れられたということで、負荷も入ってくるということで、汽水湖がどうしても海水の比重が重たいので、底に溜まってしまって貧酸素になりやすいという、そういう状況がありまして、汽水湖は、どこも深い所は貧酸素になっているんです、夏場ですけど。それを、夏場に池全体の貧酸素を解消するという方策については、今のところは、ないというのが現状です。

〔川原委員〕

結局、アオコが発生して、その死骸が、さらに溶存酸素の濃度を低くするということにつながるということで、海水を流入されたわけですね、アオコの大量発生を防ぐという意味で。で

すよね。ですから、多少なりとも、その周辺部は、そういう意味では、溶存酸素の量が改善されたということですよ。海水流入によって、ということですよ。

〔早瀬室長〕

今、海水を入れていますんで、アオコが発生する要因は、塩分以外にないです。

〔川原委員〕

ですけども、底層においては、どうしても海水が入れば、どうしても下にとどむものということですかね。

〔福井栽培漁業センター養殖・漁場環境室長〕

それを、なるべく貧酸素になる水塊堅固した場所を少なくするように、今、試行錯誤しながら、調べているというのが現状です。

〔川原委員〕

そうですね。それで、その海水流入量が、結局、塩分濃度が2,000から5,000の間ぐらい、その間を調整してみているということですよ。はい。ありがとうございます。

〔小畑事務局長〕

その塩分濃度の話については、貧酸素の話については、ちょっと今、役に立つかどうか試験中なんですけれども、ちょっと大きなこんなスクリーンの化け物みたいなものを池の底に沈めて、下の水を動かすようなことによって、いくらかでも改善するかという、池全体をするには、結構大変です。そういった方法があるかどうかやっていますし、あとは、深場の方に砂を入れて、下をきれいにするとか、こういったことも試験的にやっていますので、こういったこともやりながら、何とか貧酸素の所を少なくしてくるというふうには。

〔川原委員〕

分かりました。ありがとうございました。

〔小谷会長〕

はい。いいですか。はい。その他いかがですか。よろしいでしょうか。はい。

### 〔3〕鹿野河内川保護協会について（報告事項）資料3に基づいて水産課から報告された

〔小谷会長〕

分かりました。これは前回、話題になったことなんですけども、報告をいただきました。皆さ

ん、どうでしょうか。ご意見ありますか。はい、どうぞ。

〔番原委員〕

放流って、購入されて放されるんだと思いますけど、どこのヤマメを使っておられたりするんですかね。っていうのが、遺伝子の攪乱的なところで、だいぶん今、いろんところで放流はされていて、気を使ってもらっていると思うんですけど、そういう漁協さんとかじゃない個人の方のやっておられるっていうことで、どんな感じでやられてるのかなと思ってちょっと心配になったもので。

〔小畑事務局長〕

小泉川っていう養魚場が関金にあるんですが、そこから仕入れてどうも放流しおられるようです。

〔番原委員〕

ああ、そうなんですか。じゃあ地元の。ありがとうございます。

〔佐藤委員〕

すみません。

〔小谷会長〕

はい、どうぞ。

〔佐藤委員〕

今、遺伝子の攪乱という言葉がでたんですけど、私、水産科も出とるんですが、例えば、これが兵庫県の魚を入れたら遺伝子攪乱になるだろうか。私以前、ウグイを放流しようかと思って、それなりの大学の教授にですね、あちこち聞いて、この人が第一人者だっていうことを聞いたんですけど、ここでも発表したことがあるんですけど、日本中ほとんど一緒だと、ウグイに関しては。というようなことを言われたものですから、例えばこれを高知県から持ってきて、これも例えばね、それから大阪の方から獲ってきてあまり変わりはないですよっていうことを聞いたものですから、島根県の方に行ったりして、親を獲ったりして、子どもを孵化させた。関係あるんですか。

〔番原委員〕

研究が、そんなに長い歴史で、その遺伝子の関係のこととかってのは最近の話だと思うのですが、一応、植物なんかだと、同じサクラソウでも、やっぱり環境とか、サクラソウっていう植物があったとしても、場所によって多少の違いが見られるので、もうそこから動かしてしまったり



したら、そこで根を枯らしてしまうという。

〔佐藤委員〕

根を分けた植物じゃない。植物は分かるけど。植物は低いところがあったり、高いところで、大きさとか違うことは分かる。福井さん、ちょっとそれ説明して、あなたの知識で。

〔小林委員〕

よろしいかな、会長。

〔小谷会長〕

はい。

〔小林委員〕

その関連した話で、今、佐藤組合長の方からお話ございましたですけどね、今、遺伝子だど  
うだということがあるんですが、千代川流域では、過去、関金と私都<sup>きさいち</sup>とその川を指定して、ずっ  
とやっとなんですけども、組合員からの要望で、今度は関金を、私都に放流していたところに  
放流しましょうと。それから、私都のものを関金の方の放流したところにやりましょうというこ  
とです、先般の役員会で決議しまして、3月、それから7月、稚魚ですね、これについては、  
そういう方向で検討してみましよう。それから、ある反面、純血というか、同じものがずっと  
やっていくと今度は遺伝子的にも問題がある。ですから、雑種を入れて、雑種矯正というか、そ  
のことも必要になってくるということがあって、今、佐藤組合長が言われたように、日本全国、  
どこも遺伝子のサイズはほとんどない状況だというふうにお聞きしていますんでね、そりゃあ  
学者がやるのは、いろいろ一つひとつの染色体を見てやりますけども、そういうものが生活に大  
きく我々の漁協その他に影響するか、ほとんどその点はございません。

〔番原委員〕

それを言ってしまったら、同じ日本人だけん、鳥取県、島根の人とじゃあ違うかっていったら  
って話になるかと思うんですが。

〔佐藤委員〕

いいですか。

〔小谷会長〕

はい。どうぞ。

---

<sup>1</sup>八頭郡の地名。養殖場がある。

〔佐藤委員〕

番原さんの言うことね、私よく分かるんです。しかし、私の単協として今考えているのは、例えば、この遺伝子問題につきましてもですね、ウグイがそう（遺伝子が日本中ほとんど一緒）だから、変わらんという具合な感覚を、安易に持ったものですから、組合長と。これもう非常に組合長の考えが甘いという具合に今考えたんですけど、ここでせっかくな機会ですから、局長はじめですね、ずらりと来ていらっしゃいますので、その辺のことも、ある程度そうじゃないかということが分かれば。

〔三木局長〕

専門家の福井さんが。

〔福井栽培漁業センター養殖・漁場環境室長〕

専門家ではないですけど、私の知ってる限りなんですけど、在来種、ヤマメについては、鳥取県は、本来ヤマメっていうちょっと遺伝子の知見、調査やっています、本当に限られた水系に、もうわずかにいる程度ということで、あと、その在来種っていうのが、地方によって少し差があるっていうような報告があるようです。放流ですけれども、放流がされている種苗は、全国的にそれほど差がないのじゃないのか、その放流しているのに関しては、それほどこだわる必要もないのではないのかなっていうふうに私は考えとるんですけど。で、それではなくて、その在来種を本当に守るんですか、本当に、今鳥取県にはわずかに残っている在来種を、それを重点的に守るようにして、放流される漁場を守る、放流漁場だということで、そういう管理の仕方、水系によって管理の仕方を変えていかれたらどうですかということを、今、センターの方では提案させてもらっているという、そういう状況ですね。

〔番原委員〕

私が心配しとったのはそのところで、一応、レッドデータブックにも記載をもされてあったりとか、在来のヤマメとかが、その辺の交雑の関係だとか、もし、その現実的なところで、なかなか金銭的なところとかも絡んでくるので難しいかなとは思ったりするんですけど、なるべくだったら、可能な範囲で、地元の元々いるものを使ってもらえたらいいなぐらいな話です。はい。

〔福井栽培漁業センター養殖・漁場環境室長〕

関金も、また県外から、来ていますので。地元の、なかなか。

〔小林委員〕

よろしいですか。今いろいろありますけどね、本来ならば、在来のみで放流しなくても十分確保出来ておれば、ほとんど放流する必要ございません、金掛けてまでですよ。ですが、さっき佐藤組合長も言っておりましたけども、各単協、それぞれ県下皆、赤字なんですよ。赤字でも放流しないと組織運営がやっていけない。こういう実態なんですよ。それで、ある養魚場の状況で、

入れとるところを聞いてみますと、過去からずっと見ると、その種が全滅した。水が不足したとか、流れが悪くて全滅した。そうすると、トラックで何段でも、その養殖しとる養魚しとるものをみんな捨てたと。そうすると、新たな所から種を入れて、今度は増殖するんだと。こういうことは、どこともあるんですよ。そうしますと、今、言われたように、遺伝子、遺伝子と言われるけれども、そのものによって、奇形その他によって影響があるか、あるいは繁殖等々によって、もう繁殖しないようになってしまっただけ対応出来ないと、増殖も効かないということであるならば、私は問題があると思うんですよ。ところが、今の漁業協同組合の運営の内容からみたら、そのものがそれぞれ川をみておると、産卵をして、こういう稚魚もおるんですよ。それで、その増殖もやりながら、放流によっての確保をしておるということでございますから、一挙にこれはという、私は線は出てこないんじゃないかなというふうに感じておりますけどな。いろいろ奇形とかその他、一時期アユが、奇形が、会長、な、組合長、ありましたように、一時期ある期間、奇形の金魚みたいなアユがおったりや、尻尾が曲がったりや、いろいろありましたけども、今は割とそのことがございませんね。

〔番原委員〕

立場、立場によってどうかなっていうところで。

〔佐藤委員〕

番原さんはすごく気にされて、それは当たり前だと思います、ここの委員の1人です。日野川は、栽培漁業センターの福本さんと、前にちょっと電気ショッカーとかで。

ちょっと何年間でやってですね、そういう調査をしながら、ここはこれだけの魚がおるぞというところは、それは私もずっと谷の奥の方まで行って、支流も全部やっていますから。放流の時には、ここからは、上流にはこの堰堤が10メートルあるというところはもう上がれませんので、そこから上は放流すんなよとか、それはもうきちんと決めて、それは守らなくてはいけない、それは各単協の組合長が確認されて。それとやっぱり、今、小林委員さんからも言われたんですけども、今うちなんか、今ちょうど産卵場をつくっている最中なんですよ、溪流魚の。毎週何十人出てつくっている。福井さんの指導のもとですね、鋤簾かなんから、各地区に全部鋤簾とか全部スコップとかを買ってですね、全部させているんです。それはお金も助かりますし、平米の日当ということになるとカウントにも数える。しかし、この福本さんとやった時も、とにかくね、すぐ魚が産卵場行ったんです、すぐ。これはもうびっくりする。それを弾みにですね、毎週日曜日やっていますよ、うちは。そういうことでね、遺伝子もそれだし、遺伝子のこと言っとたらね、とにかく組合はもう駄目、けども、やはりそれは組合は今日の考えです。そんなこと考えとられん、釣り人っていったら、そのもんは、例えば、言葉悪いですよ、破壊してでも、釣り人を100人とれやという、理事会で決まったら、それはもう生きるか死ぬかですから。私は、またそれはそれで仕方がないなという気もするんです。けども、ここであつたものをやっぱり大切にしないといけないというのは誰でもこれ一緒のことだと思う。今聞いて、あまり、いいぞということでしたので、私たちはいいなという具合に感じました。

〔三木局長〕

ちょっと私の方からも。

〔小谷会長〕

はい。

〔三木局長〕

海の魚で、ヒラメとかいろんな放流しています。同じ話なんですけど、やっぱり遺伝子の多様性というのは水産庁からも国からも求められてるのが実態です。というのも、地球温暖化で、この海が変わってきていて、従来どおりの魚の遺伝子が絶えるかもれないという危機感を持っているところで、たぶんうちの栽培漁業センターも、常に親は交代しているんだよなあ、少しずつ。

〔福井栽培漁業センター養殖・漁場環境室長〕

そうです。

〔三木局長〕

親は常に交代しているんです。そういう多胎産卵の魚でさえそうですから。ヤマメ、イワナというような、1回産卵したらね、親としての魚でないものでさえもそういうことをやるものですから、たぶん種苗生産やっておられる小椋さんのところとか、私都の方のですね、親は常に新しく新しくしていかないと、同じものから生まれた、またそれを親にしてということをしとったら、いずれ駄目になってしまうから、常に新陳代謝をやっているというのが海でもそうですから、たぶん内水面でもやられとるんじゃないかなという気はいたします。そうせんと、たぶん種の保存という観点では、なかなか対応出来なくなってくるかしらん。新しい、こういう環境問題。

〔佐藤委員〕

それとね、環境が大事といったって、つくってそこに放流してしまえば、どうにもならないですね。

〔三木局長〕

釣り人が持ってくるというのがありますしね。

〔小林委員〕

それから、今の話で、遺伝子の問題だけでも、それならそれで遺伝子のやつを系統選抜して、これだと、出てきますがな。それをやった時に、本当に現在の放流魚というものが確保出来るかどうか。ここまでやられると、もう組織運用は、立ち行かなくなります。ですから以前も県の方々に申し上げるとるけども、行き着いたら、解散以外ございませんよと。あとは何をするかいったら、

県が今度は放流をやらなければならないという義務が生まれてくるんですよ、県自体が。しかしながら、毎年赤字でありながら、組合員なり、遊漁者というものの希望を受け入れた中での最低限の放流量だけは確保して、何とか生息環境なり、漁場環境というものを確保していきよるんですよ。ですから、延べでいくと千代川流域でも、ずっと累計の赤字になって、積立金を崩したのが2,600万円、これだけ崩してやっとな、去年も220万ほど赤字、その前が140万、その前は300万ずっと赤字で来ていて、一番最高が700万の赤字なんですよ。これでは組織運営がやれんなど。ですから、組織運営のなかでは、県の方で予算組んでいただいて、それなら、この放流については県がもうある程度のものは全額みましよう。今度は組合、管理してくれよと言われると、それ十分対応出来ますけど。それがもう出来ない状況まで、追い詰められとるといのが実態だと思いますよ。

〔番原委員〕

それは立場、立場でね、いろいろ懐のこともあったりとか、あるとは思いますが。私は私で。

〔小林委員〕

いやいやいや、だけどね、染色体等々で、ここは。わしがはっきり今日、言いますけど。この席で染色体、言ってもらったら困るんですよ。ですから、県の栽培漁業センターの方に、その矛先は向けていただいて、県自体が。

〔番原委員〕

いやいや、ただ聞いただけの話じゃないですか。

〔小林委員〕

いやいや、そうですよ。いや、それだったらですよ、はっきり言いますが、そんなの我々にそこまで追い詰められたら、いいですか。皆さんがそれならそういう形でという話が出た時に、それならこれから先のそれぞれの河川管理、漁場管理、資源管理が出来るかどうかということをお聞きしたい、はっきり言って。そのことが出来るんならば、私はその意見に対して異論は申し上げない。そう思っていますよ。実際、現場の立場になったらね、そう簡単に、ただ学者が言うようなことを続けて言っとならね、それぞれ企業なんかも、組織運営、絶対やっていけません、はっきり言いますが。

〔番原委員〕

だけど、それって、私が今質問させてもらったのは、そういう内因、漁協さんの内面的なことを分かってない人間が疑問に思うことであつたわけであつて、そこが正しいとか正しくないとか、そういうふうなところまでは。ここの場ではありますけど、だからと言って、そういう具合に言われても、こっちも。

〔小林委員〕

いやいや、待ってくださいよ。この件、私ずっと黙ってましたけどね。これは過去、私はこの会合に出席させてもらった時から、このことはずうっと話をさせていただいております。皆さん、ご存知だと思います。県の方は、次々異動その他によってあれですけどね。私がこの委員に出させてもらった以降から、その件については、ずうっと経営の状況から何から皆話をさせてもらっております。

〔番原委員〕

経営の状況がとても大変だということ、私も存じ上げていますが、さっき私が話したのは、遺伝子的なところでどうなんですかという、ただ、どこからどういうふうにされているんですかというところが聞いただけの話であって、そこまで突っ込んだ深い話ではなかったのです。

〔小林委員〕

分かりました、分かりました。

〔小谷会長〕

結局、どうした方が、こうした方がとか。

〔佐藤委員〕

ここの場所は、いいですか。ここの場所は、ここのいろんなものが申請した時に許可を出す場だし、そういうことで、強く言っておられると思うんですね。そこまでっていうことで。けれども、番原さん、そこまで突っ込んで言っていないよということですよ。

〔番原委員〕

です、です。

〔佐藤委員〕

ここらで会長さん、うまくまとめて。

〔小林委員〕

まあまあ、結果言うとね。提案されたものについて、内容についての問題点があれば言ってくれよと、それについてはこうだと。それで最後は、一応諮問に対しては、これでよろしいじゃないかというのが、今日の会議の目的だと思う。

〔小谷会長〕

ですから、これは諮問事項ではありませんのでね。

[小林委員]

そう。

[小谷会長]

報告事項に対して質問をされたということですので、そういうことに左右される内容というか、状況、今の協議ではありませんのでね。それから、そういうご自分の専門的な立場から、ふっと浮かんだ疑問をちょっと言われたというだけのことで、これによって、どうこうせよというようなことではないように思いますから。

[番原委員]

一般の方がされていることなので。

[小谷会長]

はい。

[番原委員]

その辺どうなのかなと思って聞いた話です。

[佐藤委員]

心配をしたということですよ。

[小林委員]

分かっています。分かっているけれども、今日の立場が違うでということを経験してもらった中で対応してもらわないと。

[小谷会長]

今までも、いろんなところで組合の運営ということで、大変ご苦労されているということは、たびたびお話にもなっていますし、委員各自も、それなりのご理解をして、そのうえで、いろいろ審議を進めておるわけですし、そのなかでふっと浮かんだ疑問をちょっと発言してみられたということで、これを抑えるということになると、何も協議出来なくなって、はい、はい、いいですかというだけで終わってしまうことになってしまいますから。いつかも私、言いましたけど、私たちは素人ですけども、素人だから、ものも言えないということになると、存在の意味が全くなくなりますから、素人なりにふっと思ったことを素直に言えるような委員会の状況ではありたいと思います。その中でね。

[佐藤委員]

分かりました、会長。ありがとうございます。うまい具合にまとめていただきました。

〔小谷会長〕

いえいえ。そういうことで進めていきたいと思います。よろしく申し上げます。はい。それでは、このことについてはいいですか。

#### （４）平成２７年 地方分権改革に関する提案事項

##### 「漁業調整規則の制定に係る農林水産大臣の認可の廃止」の進捗状況について（報告事項） 資料４に基づいて水産課から報告された

〔小谷会長〕

詳しい報告があったと思いますが、専門委員会、その意見が強烈にさらに出て認可ということになる可能性はゼロではない。

〔渡辺係長〕

ゼロではないと思います。はい。

〔三木局長〕

ちょっとすみません。内閣府のヒアリングに、私が直接出向いて説明は申し上げました。農水省の回答は、広域的な資源は海もつながっていると、端的にいうとそういう話でございます。もう１件は、先ほど漁業調整の問題、一県一河川はないんじゃないかという話を申し上げたところ、いや、遊漁者も他の県から来ますからという具合で、先ほど小林委員の遊漁規則の変更は知事権限でやっているんですよね。それで、問題が起きましたでしょうか。

〔小林委員〕

起こっていません。

〔三木局長〕

ということなんです。それで、例えば、この調整委員会に、モクズガニの規則改正をするのに海の資源はこうだからっていうことを踏った記憶が私はございます。どう考えても、水産庁は詭弁を使っているのかなってということなんですけども、これは、ちょっとどうなるか分かりませんが、僕らが弁明する機会はありませんけど、多くの賛同県があるということも事実でして、もし仮に出来なかった場合にも、何らかのもっと迅速に出来るような仕組みとかですね、本当はいいのは、県の共有認可の基準を設けたから、それに沿ってチェックリストみたいなのがあってですね、やっってくださいなど。そのチェックリスト見て、じゃあこれで大丈夫ですからということで、きちんと規則改正を迅速に進めるようにしていただければ、僕は何も文句言わないんですけど、そのチェックが何も無い、リストがないんですよ、実は。水産庁の担当の気分でいろいろ変わったりするので。高知県も先ほどありましたけど、２年というような期間が掛かっておりまして、どういうことかなと思いつつながら。もっと迅速に出来るような仕組みを、水産庁にはこれか



らもお願いをしていきたいなと思っていますところです。ちょっと力不足になるかもしれませんが、とりあえず提案してやるところまでやったということです。なかなか、小林委員のところの大口堰のことが一番発端でしたけど。もし、いけるんだったら、通常どおりの仕組みでまたやっていくということでもありますので、また時間が掛かりますけど、申し訳ありません。

〔小谷会長〕

はい。どうぞ。

〔小林委員〕

今、罰則規定ございましたでしょう。これ、どこがやるのかというと、もう知事が告発を、告訴するのが基本ですわな、調整規則でございますから。ところが、一番大きな問題は、公共事業、これの汚濁対策。この汚濁ですな。県の職員が現場の責任者で、現場を見ながら、例の工程表に基づいて工事の進行を図っておるということがございますけれども、このことが、千代川流域は特に汚濁が多く出る関係で、業者とトラブルになったり、しまいには、町長と喧嘩したこともあるんです、私はね。ところが、その町長いわく、まあまあ、お互いよく知り合った者だけと言うけど、それはそれ、これはこれ、でございますんでね。その罰則が、10万円以下の罰金6カ月以下の懲役、それから、今度は公共事業等の件においては、点数制が工事屋に対してですな、あるわけですが、このことを、私はずっともう漁協の方の組合員になってから、一度も告発されたことはございませんわな、県が。やられるところは、私は水産課だと思うんですわ。ねえ。業者告発であろうが、行政や各市町村がやった行政の汚濁対策を充実してないところにおいては、知事がそれに対して告発するというふうに謳ってあります。一度もないわけですが、この問題が、毎月第4木曜日に、事業調整協議会で千代川流域圏においては、会議をもち、それに対するいろいろ意見等々を工事前の、入札前の事業の工程、その他についてもお聞きして、問題点について指摘しておるわけですが、実際、このものが入札後、汚濁が酷く出てくる。なかには酷いのは、放流した翌日、汚濁出してくれたという業者もございます。これについては、県の事業調整協議会に呼び出しをし、智頭町とですね、それから町の職員と、その業者を呼び出していろいろやったんですけれども、ここまで漁協がやらなければならないのかどうか、このあたり、県の担当課の方にお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔小畑事務局長〕

今の小林委員がおっしゃられたことは、その県の方の調整規則、内水面調整規則があるんですけども、こちらの方に、水生動物に有害な物質を遺棄または放流してはならないという条文があります。これに違反した場合は、今、言われたように、罰則規定があるというわけですが、実は、この条文なかなか意味深な条文でして、各県とも同じように、たぶん元々は国が示して、ひな型示して、調整規則つくっておるものですから、同じような条文は、各県の調整規則に、当然あります。で、やはり、そこでまず第一に、これの実は趣旨というのは、本来的には、川の中になく、極端なことをいえば、薬品を流すとか、どこかの工場から廃液を流すとか、第一次

的なこれを想定したものだろうと思われま。川の中をつついたことによつていうのは、ちよつとそこにはたぶん、その趣旨の時には、想定されてなかつただろうと思ひます。ただ、これの判例というのが1つありました。もう四十数年前なんです、名古屋地裁で判例がでています。この時の裁判っていうのは、有害な物質を確かに流したことによつて、直接的に被害があつたというものなんですけれども、そのなかの裁判の判決の中で、この規定っていうのは、広く捉えるべきというふうには裁判官は言っています。ですから、その有害な物質だけではなくて、今、言われたような土砂とかであっても、広く捉えて、その規定を適応すると言われた。例えば、においが付いたとか、魚が死んだとかっていうことがあれば、川の中であっても、たぶん広く適応出来るんだらうという解釈を、その時の裁判官はしています。で、ただそうなつた場合に、我々もその罰則をかけるとなると、実際その流れたことによつて、魚がどれだけ死んだ、どれだけ漁業被害があつた、これがないことには、やはり告発というのは、なかなかこれは難しいところなんです。ですから、確かに、条例、規則上、その条文は適応出来ると思ひますが、実際、適応して告発なりをしようと思つた場合には、その辺の証拠をどうやって固めるか、どういつた被害があつたか、これを絶対掴まなければいけませんので、なかなか実際に告発するかっていうのは、ちよつとハードルが高いかなと思つているのは、正直なところなんです、まずこの規則については。

もう1つ、今言われた工事関係の部署の協議会が毎月1回開催されてるんですけども、この方でも、今、小林委員の方から、だいぶいろいろと言われていまして、最近、今まで以上に真剣になつて取り組んでおられると思ひますので、その辺の業者指導も徹底すると思つておりますし、先ほど申しましたように、工事への減点、加点、これについても、きちんとするというふうにしておりますので、ちよつと出来れば、その辺でしばらく様子を見ながらやつていただいて、実際、本当にそこで大変な事態が発生して、漁業被害が明らかだということであれば、当然、我々としても、調整規則の適用というのは考えたいと思ひます。

実を問うのであれば、やはり今いつた工事なんかその調整委員会の方で、もっともっと業者指導というのを徹底するのが、現実的な今のところのやり方ではないかと思ひています。

〔小林委員〕

よろしいかな。

〔小谷会長〕

どうぞ。

〔小林委員〕

あのね、課長、言われましたとおりですけど、1つお願ひを申し上げたいのは、水産課が、その担当部署であるということをございますから、県の整備局、これとの調整をとつていただいて、水産課の方から指導をお願ひを申し上げたいなど、まず、前段としてですよ。ひとつ、その点をよろしくお願ひ申し上げたいなどと思ひていますので、よろしくお願ひします。

〔三木局長〕

私の方からもよろしいかな。

〔小谷会長〕

はい、どうぞ。

〔三木局長〕

今日、実は朝ですね、河川課の方に行って、小林委員さんのこともあるし、これは千代川に限らず日野川さん、天神川さんもいろいろ問題もありましてですね、河川課長の方に、ぜひ、5 振興局というか、農林局、県土整備局か、も含めて、きちっとやってくれと、私の方から、今日朝、実は申し添えたところまでございまして、もっといえば、平成5年に作った川づくりマニュアルというのがあるんですけど、あれが陳腐なものになってないかと。来年、全面改正しろという話をしておりまして、特に、僕らも人が変わりますし、県土整備局の人間も人が変わります。それと、工事業者の方々も若返りして、若くなっておりますし、人が分からなくなってきたら、きちっともう1回研修なり、河川工事のやり方を一から十まで勉強させてやってくださいという話を今日言っておりますので、また、たぶん来年度予算を予約して、それも県土整備局も踏まえてると思います。

〔小林委員〕

よろしくお願いします。

〔小畑事務局長〕

それともう1つ、先ほど、こちらの方が、日にちや希望をとっているというお話だったんですけども、確かにそれはそうだと思います。実は小林委員からこの話は、かなり前からいろいろお伺いしていて、実は先月ちょっと県内で、同じようにひどい泥を流してという事故がありまして、これについても、さっき言ったように、同じ調整規則の条文なんですけども、なかなか処分というのが、難しい。それは因果関係がはっきりしないからです、まだ、今現在。ただ、それではやっぱり駄目だということで、我々の方としましては、その処分ではないんですけども、流した本人に対して二度とこういうことをするなというような文書行政指導を行うようにしていますので、今後同じようなことがあれば、処分は、今言ったように証拠がないと難しいんですが、一般的なことで、行政指導というのは出来ますので、それは、その業者なりに、そういった指導ということは、やっていきたいと思っております。

〔小林委員〕

ええ、お願いしたいと思います。

〔三木局長〕

私が出したの初めてでしてね、あれを出したの。

〔小林委員〕

ええ、行政指導していただくと、請負業者が減点20点というのが、もう必ずつくようになってくるんですが、行政指導やっていただいたら。減点が多くなれば、入札停止が発生しますので、そのあたりのところを、まず前段として、お願い申し上げたいなあというふうに思っています。よろしくをお願いします。

〔小谷会長〕

はい、いいですか。

〔小畑事務局長〕

はい、分かりました。

## その他

### (1) 天神川水系への剪定樹木の破棄について

〔小谷会長〕

はい。それでは、認可の方の進捗状況についての報告は終わらせていただいて、今、その他という形の中で、今の話を受け止めさせていただくことに一応したいと思えますけど、その他、皆さん、委員の皆さんから何かございましたら。

〔水谷委員〕

すみません。

〔小谷会長〕

はい。

〔水谷委員〕

ちょっと、先ほどの話題にちょっとつながるんですけども、今、話をされていたのは、例えば河川工事等で、よく、こうブロックつる形でしたりして、それがうまくいかずに、天神川も実際に、かなり濁りが出た時期もあったんですけども、それとは違って、上流部、源流部での、本当はこれ、林野に関する方になるんですけども、間伐なり、枝打ちなりされますよね。その枝打ちをした枝を、わざと川の中に、ぼんぼんぼんぼん放り込まれるっていうことがあるんです、ある河川で。見てる目の前で、枝打ちした枝を、本当にね、溪流魚の溜まっているような淵の中に、わざと入れていってるんですよ。何でかっていうと、魚を釣らせないためです。魚を釣りに人が入らんようにするために、わざとそこに枝を入れているということを、その地元の人に聞いたんです。そういったことっていうのも、こういった部類には入るんですか、わざと川を汚すような形をと

るんですが。

〔佐藤委員〕

それは、個人の人がされとる。

〔水谷委員〕

個人がされています。実際に間伐とか、うちは、アユももちろんしますけども、もうほとんど源流部と言っていいほどの山の方に入ります。自然に倒壊、木が倒れて、ずってしまっているものは仕方がないんですけども、きれいに下草刈って、いい具合にユンボが通って行って、ああやっぱりあれだな、間伐して持ってでたなと思って、パッと見たら、何か知らんけどその辺に、杉の枝打ちした分が溜まっているんですよ。ただ1本、2本落ちているんじゃないんです。本当にそこにドボッという感じで、あの滝の上、横の滝ですけども、滝の上や、あそこはすごくいい釣り場で、30センチクラスのヤマメが出てたところを、ここ数年前、20年ぐらいまではそうだった、平成入った頃は。ところがここ数年そこに入れない。地元の人に、それを何で入れるんですかって聞いたら、枝をそうやって、わざと入れているというようなことがあるようで、それも、ちょっとどうかと。

〔佐藤委員〕

自身がするんだったら写真等撮って、それは写真とか何かないと、全然その話が、どうにも話が進まないものですから、きちんと撮って、それはやっぱりその町が、きちんと言うべきですよ。

〔水谷委員〕

ですかね。

〔佐藤委員〕

ここに写真もある程度持って。そうせんと、どうにも解決が出来ん。

〔水谷委員〕

なんか地元の方が、その釣りしているかと思ったら、たぶんその山を持っている方だと思うんですけども、そこに住んでる方ではないんです。ちょっと下の方が、その山持ちなんです。そういう感じのことをされているっていうのがあって。

〔佐藤委員〕

それは、行政指導がいても、ちょっと難しいことですか。

[小畑事務局長]

たぶんその話だと、さっきの規則は、ちょっと直接はしないので、例えばそれが漁業権のある川であれば。

[水谷委員]

漁業権のある川です。

[小畑事務局長]

漁業権侵害というカテゴリーに当たるかもしれません。要するに漁業権を行使する権限を、そうことをすることによって無くしてるわけですから。

[水谷委員]

そうですね、要はそうです。天神川の水系ですから。

[小畑事務局長]

そうであれば、組合員さんの申告によって、申告、告訴によって、刑事事件ということにはなるんだろうかとは思いますが。

[水谷委員]

そういったところが、ちょっと地元の方に聞いた話、私自身も、主人も実際にその場を見たそうです。わざと枝を入れているの。何しとるだあかって言って、地元の人と話したら、あそこの人が入れなかったって言って、地元の人と主人とが、ああって、悩んじゃってね、(釣り場として)すごい良かったんだけど入れんようになってしまったわっていうのがあったので、実際に。いや、そんなことまでされるのかなっていうのが、ちょっと私もびっくりはしたんですけどね、魚を獲らせんためについて。

[三木局長]

保護のためですか。

[水谷委員]

保護かどうかは分かりません。自分のとこの山に入られるのが嫌なのか。

[佐藤委員]

でしょうね。山に入られるのが嫌ですよ、自分の山だから。

[三木局長]

マツタケとか。

〔水谷委員〕

いえ、そこは、マツタケとかは、ちょっと松林ではないですが、その川のもっと奥の所は、昔わさびを作っていたところなので、ひょっとすると残っている可能性があって、そういうことをされているのかと思うんですが。

〔三木局長〕

何かないと、それはね、何かないとないです。

〔早瀬室長〕

以前、漁業権切り替えた時に、パブコメとった時に、そういう話ありました。山に入られるのが嫌なので、漁業権を設定してくれるなというようなことがありました。

〔水谷委員〕

多分にそういうことだと思います。

〔早瀬室長〕

このたびも同じ考え方じゃないかなあとと思います。

〔三木局長〕

やっぱり一義的には漁協ですよ。

〔水谷委員〕

そうですね。でも、うちの漁協さん、ちょっと力がないので。天神川なので、それが言えるかどうか。

〔三木局長〕

あるかないかは別にして、それは、モーションを起こさんことには何も改善しない。

〔小林委員〕

たぶん、あのもんじゃないですか。今、山林伐採・除伐については、国の補助事業がほとんど90%も100%近いところで、95%、90%下がりましたがね、その部分で、たぶん事業をやっておられると思いますわ、ほとんどが。そうしますと、それに対して、県の林務課というか補助金出すところが、その業者に対して通達をな、出していただいて管理をしていただくような通達を、やられると、かなり効果があるんじゃないかなというふうに思っていますけどな。ええ。

〔三木局長〕

今、間伐材の話いいですか。間伐材を持って帰って、いわゆるチップにしてね、いわゆる電力とか発電とか、そういうのに使ったりとかしてますから、その間伐材、木、いわゆる打ち落とし間伐みたいことは、今、最近してないですよ。

〔小林委員〕

あれは、智頭の場合はね、木の宿場（やど）というのをやっておりますね、立米当たり3,000円ですか、それ2メートル切りましてね、今は智頭の温水プールなんか、それを使って水温上げたり。

〔三木局長〕

でしょう。

〔小林委員〕

そう。

〔三木局長〕

だけね、持って帰ればお金になるんですけど、そういうのをせえって言わんと。なかなかその。

〔小林委員〕

枝でしょう、たぶん。枝でしょうか。

〔水谷委員〕

一番多いのは枝です。枝打ちをした枝。これ、実際に、森林組合さんが、どこか頼まれて、シルバーの方の方とかも入られてされてるんですけども、やはり、ちょっと高齢の方が多々おられるので、その枝を集めるのも大変みたいで、ちゃんとされているところは枝をちゃんと集めて、何ていうのかな、何本か、何本かの、こう。

〔佐藤委員〕

荷崩れがせんような。

〔水谷委員〕

しないようにされてるんです。きちんとされてるところもあれば、これは要するに業者さんにもよってなのかどうか分かりませんが、なんか、あれ、どう見てもその辺の谷に、ぼんぼんぼんぼんね、落としてるところもあって、これ、どこがやってんの、この落としてええのとかって言いながら。



〔小林委員〕

私有地なので、そのものは問題ないと思いますけどな、河川の中に放り込むということだけは、これはちょっと指導していただくようにしてね。個人の山ですから、肥料は、サイクルでそれがまた肥料になり、それが木になりということで循環しますんでね。

〔水谷委員〕

それはいいんですけども。

〔小林委員〕

だけ、その辺りのところが、今、佐藤委員が言われたように、写真を撮って、それを県なりに出していただいて、こういう実態があるのならば、これの対応策をどうするのかね、1つ検討していただいたらよろしいんじゃないですか。

〔小谷会長〕

県がいいのですか、漁協ですか、最初にモーションをかけるところは。

〔小畑事務局長〕

確かに、今おっしゃったように、たぶん補助金使ってやっている可能性はありますので、もしそれがあれば、一応、私の方に言っていただければ、県のその林務関係のところに。

〔三木局長〕

中部の総合事務所じゃないかなと。

〔水谷委員〕

ですよ。たぶん総合事務所の林野の部署だと思いますけども。

〔三木局長〕

中部総合事務所の農林局、一番それが早い、要望するっっちゃうのは。

〔水谷委員〕

一番早いのだそうです。

〔三木局長〕

こんなことをやっ取るけどって、写真を持って行って、農林局に持っていけば。

〔水谷委員〕

実際に、川にもう、ぼんと入っている。よく見たら、結局、集め損ねたようなのをパッパパッパね、落としていっているのですよ、見ていると。集め損ねたにしてもこんなのですから。こんなのが、何本かになっていますから、こう重なっていくわけですよ。それが、ドボッと川に落ちこちるのではなくて、川の縁の方に、結局、バサバサバサッと落ちている。谷を、ずっと落ちてきて、乗っていますよね。それが、何かした拍子に、川、ガーッと流れて、それがまた下の方に、どこか引っかかって、そこに、今度は砂利が溜まって、堰堤状態になっちゃってというのが多々あるのですよ、見ていると。関金とか三朝の奥の、ああいう砂防系の、柵の堰堤ありますよね。あれ、ただずっただけならいいのですが、そうでなくて、見ていると、そういう感じの、いかにも去年、一昨年、その前かなとかって感じなのが、何本かこんなものになって引っかかって、その上に、石が溜まって砂が溜まって、あれ、いつの間にか、ここはこんなことになっているわというのが。そうすると、最終的には、河川自体がやはり。その場合によっては、その下に、河川のプールがあったりして、それが溜まったりして、水の状況がすごく悪くなってくるというようなことも、実際に、ダム湖ではないのですが、そういう堰堤で出来たプールの中に、下手をすると、それこそ青潮が出来かねない、そういった状況も実際に、これだけ暑い年だったりすると、というのがあって。実際に、青潮がかなり出ていました、その下流にあった、その堰堤のプールになっていたところが。なので、それもちょっと。

よく言われますよね。海の魚や貝とかを育てるのは、実は山だと。山と海はつながっているのだと。もちろん、山から海につながるところは場所は川ですよ。全てを、ちゃんときれいにして循環出来るシステムをつくらなければ、海自体の魚、生育生物も駄目になってしまうと。

〔佐藤委員〕

そうですね、畠山先生ですね。

〔水谷委員〕

今、言われてますよね。ですから、それを考えたら、その一番もとになる山が、現在そういった状況になってきているということは、もちろん、その山を手入れする人の少ないのも事実です。そうすると、必然的に川の水も汚れます。水質の汚濁につながりますよね、薬品だけじゃなくて。そうすると、河川のものから、今度は海にという悪循環にもなりかねないので、ちょっとそれをこの5年、5～6年ですね、ちょっとそれが目に付くようになったのが。

〔小谷会長〕

はい、ありがとうございました。ちょっと写真撮る機会があったら撮ってもらったら。

〔水谷委員〕

また行って見て。

〔小畑事務局長〕

連絡いただければ、どこがいいとか。

〔水谷委員〕

行ってみて、どうなっているかですけど。

〔小谷会長〕

その他、ございますか。はい、どうぞ。

〔佐藤委員〕

ちょっと尋ねます。先般、知事の方から、天然遡上が少ないものだから、その辺もですね、というようなことを聞いたのですが、その辺の話聞かせていただけましたならと思いますが、何か100万円をどうのこうのということですが。

〔福井栽培漁業センター養殖・漁場環境室長〕

今年は、天然アユの遡上が少ないというのが、極端に少ないということで、ちょっとその対策を何とかしなさいということで、今、センターの方で検討を、対策の取組を、今年の秋から始めようとしています。今年の天然遡上、悪かった理由は、流下稚魚が平年並み、そんなに少なくありませんでしたので、海に下ってから、何かそのアユの生存に悪いことが起きたんだろうなというふうに考えておりました、その辺の調査を、今年の秋からやるようにしたいと思っております。ちょっと今、想定しているのが、カタクチイワシが多くて、その餌もアユが生まれた子どもになった時のその競合が、カタクチイワシと起こって、アユの稚魚の成長が悪かったのではないかという、そういう説を確かめるための、ちょっと今、調査を組んでいるところでございます。どうして、そういうふうに考えたかということなのですが、エイを提供されている富山県の方が、前からそういう傾向があるということをおっしゃられて、なので、鳥取県のカタクチの価格を見てみたんですけど、昨年10月から、何年かぶりに、十何年かぶりに増えていまして、似たようなデータがありましたので、かなり可能性は高いのではないのかなということで、調査の対象の予定にしているところです。

〔佐藤委員〕

そういう知事から発信をしていただいたということで、私も単協の組合長をさせていただいておりますけれども、我々、単協としても何とか、知事もそういう具合に、一言、発信してくれたわけですから、単協としてもやれることはなかろうかということで、私、3日の日、これ、日本でもチャンピオンになった方とか、そういう人を集めて、釣りをして、産卵場に持って行って、それから投網を打って持って行く。それから、この間、福井さんにも、午後からでは、産卵場整備を手伝っていただきました。この間の日曜日ですよ。ありがとうございます。その中で、50グラムぐらいのやつを約5,000匹ですけども、2トン車の2槽の水槽で産卵場がすんで、すぐそこに放流しました。前日から、ユンボ、ブルを入れてやったところが、今年に入って、流

下が早いという具合に、私、感じているのですよ。3日に、全く獲れませんでした。これも、ダイワで、マスターズで、日本チャンピオンに連続になっているような方とかですね、日当を払いながらやったのですけど、それも3年間獲れようが獲れまいが、この記録を日野川が出さなければならんというところで、今年から私、やっているのですけども、非常に獲れなかったものから、4日の日、ちょっと潜水しました。アユがおらない。全くあれだけの祭りのように、25日まで入っておった伯耆町役場の裏、3列に入っていました。50人、60人おったんじゃ足りない。入れない人が、八幡橋から20人、30人とはみ出して釣りをしている。それが、25日まで続いたものが、次の3日の日には、もう魚が全くかからない。針跡もない。それで、もう組合長こらえてごせえ、そこでなんぼやったって同じことだけなということで、そういう調査もやってみました。それで、4日の日にも、これだけなと思って、あれから、25日が終わってから昨日までに、4回ほど潜水調査をしましたけれども、すごく早い、今年のアユが、下りるのは。それは、ちょっと、いろいろここで話せんこともありまして、だいたいの答えは、私どもで分かっておりますが、やはり、今年も、その流下が早いものですから、どんなものかなという心配をしとるんです。去年も、課長には言ったことないですけど、うち、だいたい福井さん、2回、波がありますよね、流下稚魚。22日から私、毎年やっている流下稚魚をやります。12月いっぱいまでやるのですけれども、11月に、こういうギュッと来て、ギュッとこう波が来て、ものすごい山が来て、どっと下りて、それがギュッとちょっと11月の終わりぐらいから、それから、12月の9日、10日に来るんですが、ビュッと睨んだ波使ってね、1回しかなかったんですよ。非常に心配しておったのが当たって、カタクチイワシが全部食べたのか、どうなのか、私は、そんなものは分かりませんが、そういうことで、潜水調査もずっとやるのですけれどもね、魚が見えんです。ところがね、ある日、突然、おらん魚が車尾堰からたくさんになった。このアユというものは、温度の気温差で、何回も何十回も経験しておるんですが、ラバー堰が国土交通省にあるんですよ。何メートルのラバー堰、そこから水が5ミリとか2ミリとか、3ミリ、オーバーフローすると、その辺で、1万とか2万の大群が、ずっと泳いでいるのですけども、何か1匹がここからストンと落ちると、すごいもので、全てが落ちてしまう。それで、昨日はあれだったのに、今日はこれだけあるかというところで、ところが、全く子どもを産まない。前日、昨日おとついですから、土曜日に産卵場のプール入れて、中、底のともずっと見たのですけども、潜水して。あまり硬くてですね、卵を産んでない。ポツンとこのぐらいのって、ポツンとなるんです。しかし、それをすることによって、今年は、たくさん福井さんね、去年の倍ぐらいでないですかね、ネット張ったの、下までやりましたから、産卵場。勝手にやるんですけども、面積は1万3,000㎡を国交省にネットを出してるんですけど、それだけは出来ません。それで去年の約倍ぐらいのはなかろうかというぐらいの産卵場させてもらったんですけど、非常にええことに、深みに入ってます。非常に嬉しいな、これがどのぐらいの子どもを産んで、どのぐらい海に出るかないうのも、22日からの調査ですけれども、いわゆる、私も県連の会長をしとって、千代川もこういう時に潜水調査をしたことないですし、天神川も滅多にないです、本当に。会長させてもらってて情けないな、鳥取県の会長しとって、そんなことまで出来んのかいなって思っておるんですけども、なかなか今のところは、ちょっと時間がなくて、千代川の状況も分か

りません。天神川の状況も、潜水調査をしていませんので、分からんですけども、往々にして同じぐらいじゃないかと思えます。やはり温度は鳥取の方とあまり変わりませんから。ということで、非常に、もうあれだけの魚がおった伯耆町が全くいない。あと、あそこが、こんな12～13センチとか、13センチが、ピコピコと、かかったのもそういうもの、が数匹かかりました。というような状況でして、その辺もまた、単協としての1つの作戦を練っていかなければならん、放流とかですね、そういうものを練っていかなければならないという具合に思う。今から、今日、場長、ちょっと休みだったんですけど、出て来いというところで、朝から、ちょっと7時10分ぐらいに場長を出させまして、私も5時には、毎日、池には出るもんですから、場長休みですけど、出て来いと言って、ちょっと振り替えがなきゃ出てこれんって、いやあ、もう出て来いって、話したんですけど。作戦を練らんとですね、また来年度も失敗をするのではなからうかという具合な今、気持ちであります。日野川はそうだけれども、千代川の方になりますと、100キロ離れておりますから、なかなかそう違うかもしれないですけども、やはり、今から来年度、危機感を持ってまして、何とかこの流下稚魚をやって、たくさん入ることを祈っておるんですけども、それはもう、全部福井さんの方にカウントしていただいております。それで県のデータにしてくださいということも、いつも言っているんですけども、その辺で、日野川のデータですけれども、試験場に聞きにくいなと思った時には、漁獲高調査、これもやっておりますので、みんな全て分かりますし、遡上調査、何匹1日に遡上するかというのも、全部、理事を並べてですね、車尾堰に、扇形魚道から1時間なんぼ上がるというようなカウントも、それで何年前からやっています。そういうデータがほしいなという方は、試験場なり、課長でも、局長でも、市長でもいいですけども、その辺言ってもらったら、おい、佐藤くん、ちょっとデータ出せやいうことで、たぶんに言っただけだと思います。鳥取県は1つという具合に、私、考えておりますので、今の現状はね、もう潜水しようとして、あまり早く下り過ぎた、こんな年はない。そういう具合に感じておりますので、1つ報告をさせていただきました。

〔小谷会長〕

はい、ありがとうございます。

〔小林委員〕

いいかな。

〔小谷会長〕

はい、どうぞ。

〔小林委員〕

千代川は、26日からずっと産卵場の状況見てやっておりましたですけども、非常に言われたように、かなり多くね、産卵場に。それで産卵場造成を29日にやるということで予定しておったんですけども、河川状況と産卵状況が多いもんですから、一応、今年は止めましようやとい

うことで、国交省の方では、お願いしてはいたけども、一応止めさせていただいてですな、それで今日、採捕をさせていただいて、そのものを採卵して孵化させる。栽培漁業センターの方にお願いをしてやるんだということで、今日たぶん栽培漁業センターの方が上がっていただいて、採捕をやって、うちの組合員と一緒にやっていただいております。それで、これがある程度の量で、去年よりもかなりの量、増やそうということで、あとのその孵化したあとは、今度は高梁川、高梁川にそれを持って行って、そこで春、放流前まで管理していただいて、それで両方で、栽培漁業センターと、漁業センターでもういっぱいでもう無理だということなんですな、両方で一応これを放流しようという計画で、今やっています。ですから、今日も結果を見んと分かりませんが、去年は、雄は多いけども雌がない。昨年20匹程度ほどしか雌がいなくて、雄はもうカゴに何杯も獲れたという状況でございますな。ですから、今年の状況がはっきりしませんけれども、去年の二十何万尾の孵化をしましてですね、20匹ほどで。だいたい1体から2万ぐらいの卵が孵化しますんでですね、二十何万尾ぐらい出来ましたけれども、これをちょうど会長のところの八東川、これに放流したりしましてですね、まあまあ成果でしたすな。ということがございますので、これからは、千代川から採捕したものを孵化させ、放流をしていけるような環境を、一つひとつ、特に先ほど佐藤委員の方から申されたように、今年の上上が皆無に近いという状況でございますが、なんとかその補える環境づくりだけは年々やっっていこうじゃないかなと、こういうことでございます。

〔小谷会長〕

はい。ありがとうございます。大変ですが、いろいろと努力をされておりますので、実るといいですけどね、本当に。はい、その他いかがですか。

〔佐藤委員〕

以上、無し。

〔小谷会長〕

事務局の方で何か追加でございますか。よろしいですか。

〔小谷会長〕

それでは、以上で、第263回の委員会を終了にしたいと思います。ご苦労さまでした。

〔小畑課長〕

ありがとうございます。

会長のあいさつをもって、第263回委員会は閉会した。

この議事録の真実を期するため、議長及び議事録署名委員をして記名、押印させる。

平成27年10月13日

議長 会長

署名委員

署名委員